

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月14日
【四半期会計期間】	第61期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯盛 徹夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 松岡 英行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 松岡 英行
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社オリエントコーポレーション神戸支店 (神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第60期 第1四半期連結 累計期間	第61期 第1四半期連結 累計期間	第60期
会計期間		自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
営業収益	(百万円)	58,499	58,905	243,135
経常利益	(百万円)	6,235	5,049	24,439
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	4,516	3,958	20,654
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,323	3,848	15,965
純資産	(百万円)	255,922	249,256	251,569
総資産	(百万円)	5,529,327	5,592,682	5,584,777
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)			
普通株式に係る1株当たり四半期 (当期)純利益		2.56	2.26	10.85
第一回種優先株式に係る1株当 たり四半期(当期)純利益		2.55	2.26	45.73
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	2.56	2.26	10.85
自己資本比率	(%)	4.6	4.5	4.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

3. 第60期における普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を親会社株主に帰属する当期純利益から控除し算出しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

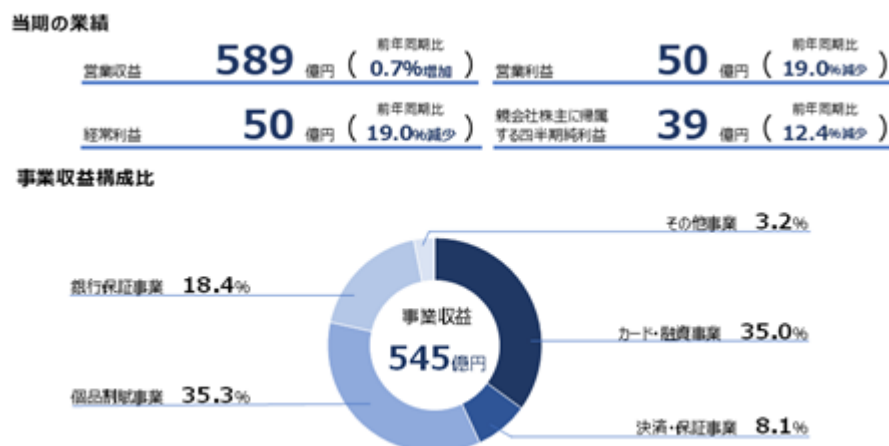
#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言の発令を受け、休業要請や外出自粛要請により、経済活動の停滞や個人消費の落ち込み等、極めて厳しい状況となりました。

先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルの段階的な引き上げにより持ち直しに向かうことが期待されますが、国内外の感染症の動向等に注視が必要な状況です。

このような状況のなか、当社におきましては中期経営方針2年目にあたる当期は、「Innovation for Next Orico “新時代のオリコ”に向けた着実なる前進」を基本方針に掲げ、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向け、6つの基本戦略（デジタルイノベーションの実践、プロセスイノベーションの実践、アジアへの事業展開の拡大、オリコグループのシナジー拡大、コンサルティング営業の強化、サステナビリティ取組み強化）を着実に進捗させてまいります。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりであります。



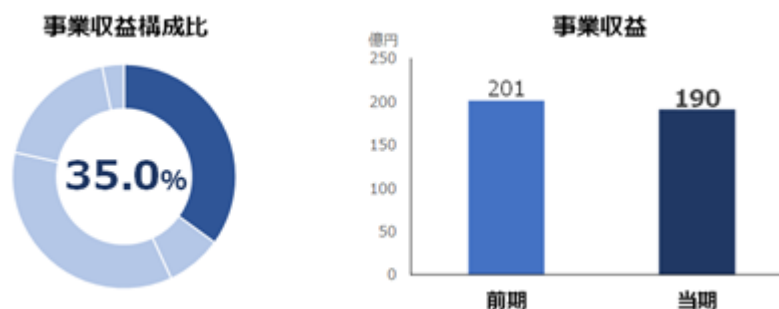
営業収益につきましては、589億円となり前年同期比4億円増加いたしました。

セグメントごとの事業収益及び経営成績は以下のとおりであります。

(参考資料) 事業収益の事業別内訳

事業	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間	前年同期比
	金額(億円)	金額(億円)	増減率(%)
カード・融資 (内、カードショッピング)	201 (137)	190 (131)	5.2 (4.1)
決済・保証	42	44	4.9
個品割賦	193	192	0.8
銀行保証	107	100	6.8
その他	21	17	19.9
計	566	545	3.8

## 成長事業 カード・融資事業

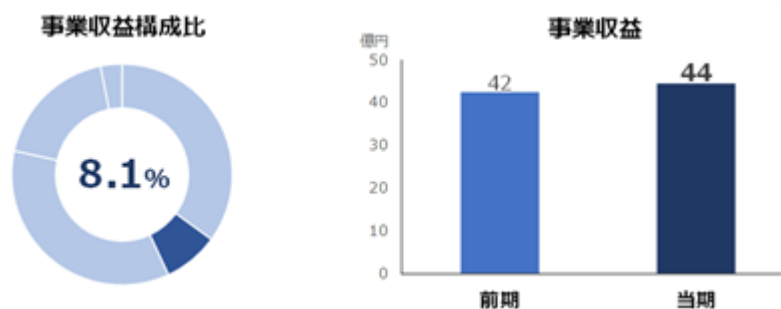


カードショッピングにつきましては、緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛や商業施設の休業等による消費の低迷を受け、取扱高は前年同期を下回りました。なお、緊急事態宣言解除後の6月の取扱高は前年を上回る水準まで回復いたしました。また、ショッピングリボ残高は前期末から減少しましたが、前年同期を上回る着地となりました。

融資につきましては、外出自粛等による資金需要の低下を受け、融資残高は前年同期を下回りました。

これらの結果、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、190億円（前年同期比5.2%減）となりました。

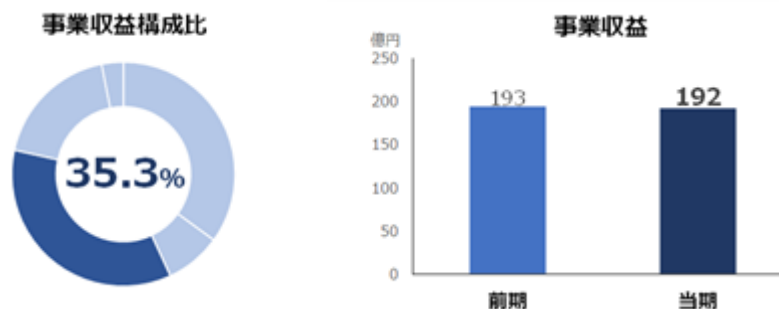
## 決済・保証事業



決済・保証事業につきましては、売掛金決済保証の取扱いは減少となりましたが、家賃決済保証の取扱いが順調に増加したこと等により、取扱高は前年同期を上回りました。また、家賃決済保証におきましては、株式会社オリコフォレントインシュアとの一体運営を本格化し、新規提携先の開拓と大型提携先のシェア拡大に向けた取組みに注力しております。

これらの結果、決済・保証事業の事業収益は、44億円（前年同期比4.9%増）となりました。

## 基幹事業 個品割賦事業



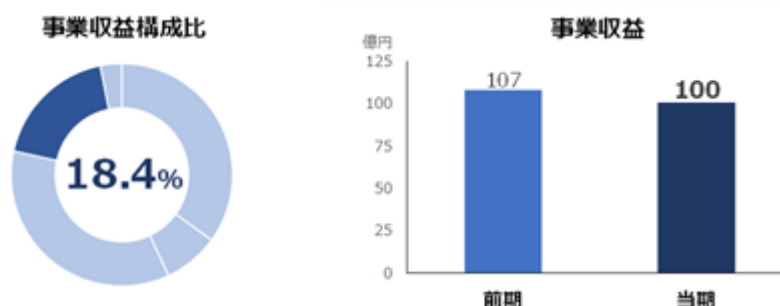
個品割賦事業につきましては、Webを活用した商品など環境変化に対応した多彩な商品の提供によるお客さまの利便性向上にも注力してまいりました。

オートローンにつきましては、自動車市場の低迷による影響を受け、取扱高は前年同期を下回りました。なお、6月の取扱高は、消費の持ち直しに加え、新商品の導入により、前年同月に近い水準まで回復いたしました。

ショッピングクレジットにつきましては、ネット通販の取扱いは拡大したものの、住宅リフォームなどの取扱いが減少したこと等により、取扱高は前年同期比で減少となりました。

これらの結果、個品割賦事業の事業収益は、192億円（前年同期比0.8%減）となりました。

## 銀行保証事業



銀行保証事業につきましては、外出自粛等による資金需要の低下を受け、新規取扱いが減少したこと等により保証残高は減少いたしました。引き続き金融機関との深度あるコミュニケーションに努め、ニーズに適応した幅広い商品の提供にも注力してまいります。

この結果、銀行保証事業の事業収益は、100億円（前年同期比6.8%減）となりました。

## その他事業

日本債権回収株式会社等のサービス会社2社をはじめ、クレジット関連業務の各種業務代行や情報処理サービス等を担うグループ会社各社は、主要業務の成長とその周辺業務の拡大及びグループ内での連携による生産性向上に取り組んでおります。

これらの結果、その他事業における事業収益は、17億円（前年同期比19.9%減）となりました。

営業費用につきましては、538億円となり前年同期比15億円増加いたしました。

キャッシュレス・消費者還元事業に伴う一般経費の増加等により、営業費用全体では増加となりました。なお、貸倒関係費については、現時点において新型コロナウイルスの影響は限定的であります。今後の動向には引き続き注視してまいります。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、経常利益は前年同期比11億円減の50億円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比5億円減の39億円となりました。

資産の状況につきまして、資産合計は前連結会計年度の5兆5,847億円から79億円増加し、5兆5,926億円となりました。これは主に、現金及び預金が増加したことによるものであります。

負債の状況につきまして、負債合計は前連結会計年度の5兆3,332億円から102億円増加し、5兆3,434億円となりました。これは主に、コマーシャル・ペーパーが増加したことによるものであります。

また、純資産につきましては、前連結会計年度の2,515億円から23億円減少し、2,492億円となりました。これは主に、配当の実施により利益剰余金が減少したことによるものであります。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
計	1,965,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,718,494,703	1,718,727,703	東京証券取引所 市場第一部	(注)1,2,3,4
第一回I種優先株式	35,000,000	35,000,000	非上場・非登録	(注)2,4,5,6
計	1,753,494,703	1,753,727,703	-	-

- (注)1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。
2. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)は1,000株であります。  
また、I種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。
3. 2020年7月1日から提出日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が233,000株増加しております。
4. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
5. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 優先株主配当金

###### 優先配当金の額

当社は2010年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

2017年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

2018年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00% ×  
122 ÷ 365 + 2.75% × 243 ÷ 365

2018年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 2.75%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として公表される数値の平均値を指すものとする。

#### 優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、2018年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### 参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

#### (2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得するのと引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が2017年4月1日から2018年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（ $a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365$ ）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 2018年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

b = 2017年4月1日から取得日までの日数（2017年4月1日及び取得日を含む。但し、2017年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 2018年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

c = 2017年8月1日から取得日までの日数（2017年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が2017年7月31日以前の場合には、零とする。）

#### (5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

#### 6. 2007年5月発行のI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行の当会社に対して有する株式会社みずほ銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 2003年3月31日付特別当座貸越約定書（2003年3月31日付連動金利適用に関する特約書、2003年12月30日付変更契約証書、2004年3月12日付変更契約証書、2004年3月31日付変更契約証書、2004年4月30日付変更契約証書、2004年6月30日付変更契約証書、2005年1月17日付変更契約証書、2005年3月18日付変更契約証書、2005年3月31日付変更契約証書、2005年9月30日付変更契約証書、2006年3月31日付変更契約証書、2006年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）



## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	普通株式 1,718,494 優先株式 35,000	-	150,051	-	886

(注) 2020年7月1日から提出日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の行使により、普通株式の発行済株式総数が233千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ15百万円増加しております。

## (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種 優先株式 35,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 56,200	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,718,329,300	17,183,293	(注)1,2,3
単元未満株式	普通株式 109,203	-	(注)1,4
発行済株式総数	1,753,494,703	-	-
総株主の議決権	-	17,183,293	-

- (注) 1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個を含めて記載しております。
3. 株式数は、当社の株式給付信託(BBT)において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式1,381,900株が含まれております。また、議決権の数は同信託銀行株式会社が所有する議決権の数13,819個が含まれております。
- なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。
4. 1単元(100株)未満の株式であります。

## 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町 5丁目2番地1	6,200	-	6,200	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田 錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	56,200	-	56,200	0.00

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

3. 当社の株式給付信託(BBT)において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式1,381,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.08%)は、上記の自己株式に含まれておりません。

なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動について、該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	210,280	393,516
受取手形及び売掛金	265	251
割賦売掛金	1,230,959	1,216,368
信用保証割賦売掛金	2,632,394	2,575,927
資産流動化受益債権	2,606,756	2,605,104
集金保証前渡金	563,996	566,217
販売用不動産	884	884
その他	182,554	88,022
貸倒引当金	147,125	152,913
流動資産合計	5,280,966	5,293,378
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	94,705	94,232
<b>無形固定資産</b>		
のれん	1,853	1,791
その他	131,519	128,843
無形固定資産合計	133,372	130,634
投資その他の資産	75,060	73,811
固定資産合計	303,138	298,678
繰延資産	673	625
資産合計	5,584,777	5,592,682

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	689,481	696,267
信用保証買掛金	2,632,394	2,575,927
短期借入金	67,140	89,324
1年内償還予定の社債	25,000	25,000
1年内返済予定の長期借入金	345,831	344,910
未払法人税等	1,872	2,259
賞与引当金	4,040	2,035
役員賞与引当金	71	90
ポイント引当金	2,564	3,862
割賦利益繰延	19,777	22,240
その他	489,817	552,500
流動負債合計	4,277,990	4,314,419
<b>固定負債</b>		
社債	190,000	190,000
長期借入金	826,481	802,211
債権流動化借入金	3,133,458	3,128,896
役員退職慰労引当金	24	26
役員株式給付引当金	162	188
ポイント引当金	3,758	3,633
利息返還損失引当金	13,733	12,753
退職給付に係る負債	1,914	1,814
その他	5,684	5,483
固定負債合計	1,055,217	1,029,006
負債合計	5,333,207	5,343,426
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	150,051	150,051
資本剰余金	904	904
利益剰余金	98,826	96,622
自己株式	268	268
株主資本合計	249,513	247,309
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	1,400	1,216
繰延ヘッジ損益	143	148
為替換算調整勘定	48	88
退職給付に係る調整累計額	492	520
その他の包括利益累計額合計	1,797	1,678
新株予約権	55	55
非支配株主持分	202	212
純資産合計	251,569	249,256
負債純資産合計	5,584,777	5,592,682

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	54,843	53,235
その他の事業収益	1,851	1,297
事業収益合計	56,694	54,532
金融収益	542	644
その他の営業収益	1,262	3,727
営業収益合計	58,499	58,905
営業費用		
販売費及び一般管理費	49,798	51,294
金融費用	2,405	2,418
その他の営業費用	60	142
営業費用合計	52,264	53,855
営業利益	6,235	5,049
経常利益	6,235	5,049
特別利益		
投資有価証券売却益	1	7
特別利益合計	1	7
特別損失		
有形固定資産売却損	40	-
有形固定資産除却損	-	16
ソフトウェア除却損	14	-
出資金評価損	-	59
特別損失合計	54	75
税金等調整前四半期純利益	6,182	4,980
法人税、住民税及び事業税	213	1,648
法人税等調整額	1,450	627
法人税等合計	1,664	1,020
四半期純利益	4,518	3,959
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,516	3,958

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益	4,518	3,959
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	184
繰延ヘッジ損益	88	5
為替換算調整勘定	11	49
退職給付に係る調整額	91	28
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	194	111
四半期包括利益	4,323	3,848
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,323	3,838
非支配株主に係る四半期包括利益	0	10

## 【注記事項】

(追加情報)

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループでは2021年3月期の下期以降ゆるやかに経済活動が回復すると仮定し、将来の課税所得に関する予測を行い繰延税金資産の回収可能性の判断を行うとともに、貸倒引当金の見積りを行っております。当該仮定については、2020年3月期の財務諸表作成時より重要な変更を行っておりません。なお、今後新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響が変化した場合、繰延税金資産、貸倒引当金の増減等により、翌四半期以降の当社グループの財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当第1四半期連結会計期間末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
未実行残高	1,594,116百万円	1,598,825百万円

2. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

3. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

(四半期連結損益計算書関係)

## 信販業収益の内訳

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
包括信用購入あっせん収益	13,748百万円	13,180百万円
個別信用購入あっせん収益	19,635	19,598
信用保証収益	14,692	14,031
融資収益	6,251	5,950
その他	514	474
合計	54,843	53,235

(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
包括信用購入あっせん収益	4,992百万円	4,980百万円
個別信用購入あっせん収益	11,096	11,385
融資収益	3,256	3,200
計	19,345	19,565



## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	5,433百万円	5,779百万円
のれんの償却額	63	61

## (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,436	2.00	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金
	第一回I種優先株式	1,438	28.76	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額2百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,155	3.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金
	第一回I種優先株式	1,006	28.76	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額4百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計
	カード・ 融資	決済・ 保証	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益 (注)2	20,125	4,231	19,374	10,785	54,517	2,177	56,694
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	-	0	1,733	1,733
計	20,125	4,231	19,374	10,785	54,517	3,910	58,428
セグメント利益	16,693	2,059	14,118	5,692	38,563	396	38,960

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス等の事業であります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	13,748
融資収益	6,376
決済・保証事業	
個別信用購入あっせん収益	3,689
信用保証収益	329
その他	213
個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	15,946
信用保証収益	3,427
銀行保証事業	
信用保証収益	10,785

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	38,563
「その他」の区分の利益	396
全社費用等 (注)	31,186
その他	1,538
四半期連結損益計算書の営業利益	6,235

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計
	カード・ 融資	決済・ 保証	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益 (注)2	19,073	4,439	19,224	10,050	52,788	1,744	54,532
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	-	0	1,505	1,506
計	19,073	4,439	19,224	10,050	52,788	3,250	56,038
セグメント利益	15,440	1,882	13,644	5,415	36,383	9	36,393

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス等の事業であります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	金額
カード・融資事業	
包括信用購入あっせん収益	13,180
融資収益	5,893
決済・保証事業	
個別信用購入あっせん収益	3,827
信用保証収益	399
その他	213
個品割賦事業	
個別信用購入あっせん収益	15,771
信用保証収益	3,453
銀行保証事業	
信用保証収益	10,050

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	36,383
「その他」の区分の利益	9
全社費用等 (注)	30,027
その他	1,316
四半期連結損益計算書の営業利益	5,049

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

## (金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

## (有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため記載しておりません。

## (デリバティブ取引関係)

すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
普通株式に係る1株当たり四半期純利益	2円56銭	2円26銭
第一回種優先株式に係る1株当たり四半期純利益	2円55銭	2円26銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,516	3,958
普通株主に帰属しない金額(百万円)	127	79
(うち普通株式以外の株主が連結損益計算書上の親会社株主に帰属する四半期純利益から当四半期の配当後の配当に参加できる額)	(127)	(79)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,388	3,879
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,717,012	1,717,089
優先株式の期中平均株式数(千株)	50,000	35,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2円56銭	2円26銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	422	382
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	

(注) 当社の株式給付信託(BBT)において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式は、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第1四半期連結累計期間において1,419千株、当第1四半期連結累計期間において1,381千株であります。

なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 暢子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。